

社援企発1020第1号
令和7年10月20日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局援護企画課長
（公印省略）

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」（平成20年3月31日付け社援企発第0331001号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和7年7月22日から適用することとしたので、御了知の上、支援給付の実施に遺漏のないようご配慮をお願いします。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて 第 1 ～ 第 4 (略) 第 5 最低生活費の認定 問 1 ～ 問 62 (略) 〔死者名義の<u>預貯金債権</u>の取扱い〕 問 63 葬祭を行う扶養義務者が<u>い</u>ないため葬祭支援給付を行った場合、<u>支援給付の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を支援給付費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができるが、預貯金は「遺留金品」に含まれると解して良いか。また、預貯金の引出し手続きの根拠や、相続人との関係はどう考えれば良いか。</u> 答 <u>預金通帳や証書、キャッシュカード等預金口座を特定できるものについては、遺留物品と解すべきであるが、同時に債権の証拠物件でもある。死者の預貯金債権は、生活保護法第 76 条第 1 項の規定の適用については「金銭」と同様に扱うことができることから、生活保護法第 18 条第 2 項に基づき葬祭支援給付を行う場合、生活保護法第 76 条第 1 項に基づき、当該費用に充当する限りにおいて、死者の預貯金に係る金融機関に対して払戻請求を行った上</u>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて 第 1 ～ 第 4 (略) 第 5 最低生活費の認定 問 1 ～ 問 62 (略) 〔死者名義の<u>郵便貯金</u>の取扱い〕 問 63 葬祭を行う扶養義務者が<u>ない</u>ため葬祭支援給付を行った場合<u>において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。</u> 答 <u>郵便貯金通帳は、生活保護法第 76 条第 1 項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物件であることにかんがみ、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行店舗に対して具体的な払戻し等の方法につき確認を行った上で、払戻しを受けるのが適当である。</u>

で、払戻しを受け、支援給付費に充てることができる」と解される。
当該払戻しを受けるためには、預貯金に残高が現に存在することが必要であるため、金融機関に対しては請求の際に残高の有無について確認できると解すべきである。

なお、生活保護法第 76 条第 1 項は、相続人及び死者の債権者等との関係に留保をつけることなく、遺留の金銭を保護費に充てることができる旨規定していることから、当然に、相続人及び死者の債権者等に優先して預貯金を支援給付費に充てることができる。

第 6 ～ 第 8 （略）

第 6 ～ 第 8 （略）